雇用を守り、障がい者が働くコーヒータイムを再開

2011年12月1日
NPO法人コーヒータイム

1，緊迫する被災者の生活再建

（1） 時間とともに生活の厳しさが増している。失業手当給付の打ち切り（2012年1月中旬から）⇒働く場、仕事がしたいという切実な声

（2） 震災後、県内人口が急減（33年ぶりに200万人割れ）⇒雇用の創出が急務

（3） 障がい者、パート労働者、非正規労働者などへ、しわ寄せ

2，震災直前までの活動

浪江町の委託により、障害者小規模作業所を開所（平成18年4月）。障害者が毎日通える居場所つくりの目的で「畑仕事」「さきおり」などを実施。平成20年6月、法人各を取得し「NPO法人コーヒータイム」となる。

昨年6月、地域交流センター「ぷらっとなみえ」内に、「カフェ　コーヒータイム」をオープン（利用者15名　スタッフ5名）し、「これから！」というときに被災。

3，被災しながらも、応急・緊急対応（命をつなぐ支援）

作業所利用者の保護を優先し、自宅送迎。その後、「コーヒータイム」の隣が、避難所（300人避難）であったこともあり、「コーヒータイム」も避難所の機能を担う。

震災の被害は食器が少し割れる程度であったこともあり、食料提供やコーヒー提供などを行うことができた。その後程なくして、双葉郡の病院がその機能を失い、患者の対応（特に在宅介護者）が課題となった。そのため、相馬市の橋本理事長の妹宅を、任意団体「地域生活支援研究会」（医者・看護師・臨床心理士・作業所職員・行政）の拠点とし、福島医大などと連携をとり患者や在宅介護者の対応を実施

4，障がい者の働く場を守り、「コーヒータイム」を再開

ＧＷの後、福島市にてスタッフが集まり、これからのことについて会議を実施。浪江町町民が最も多いことから二本松市での拠点復活が決まる。（5月27日）
浪江町役場や商工会の協力を得ながら、10月18日、二本松市市民交流センター1階にオープンした。（スタッフは5名）11月15日から業務を拡大し、同交流センター3階でも行っている。

加えて、南相馬市は電車が動いていないこと、バスが少なく高価、などから、市民活度団体「おおた市民活動推進機構」の助成を活用し、通所利用者の送迎事業、「移動支援さっと」を行っている。現在、7つの事業所や病院をまわる（無料）。（オ

デッセイ１台＆軽ワゴン１台（平均利用者 90 人/１週間）。

今後は、12 月 21 日、浪江町絆プロジェクトと連携し映画鑑賞などのイベントを開催予定である。

５，課題

（１） 被災して事業を停止している商工業者の再開・再建を支援する施設や制度を充実し、働く場を増やしていくことが緊急の課題

（２） 農業や漁業に従事していた人の、新しい働く場や斬新な仕組みを作り出していくこと

（３） 障がい者などの「弱者」が働く場である授産施設などへの大胆な支援策の創出

2011年（平成23年）11月23日（水曜日）（福島民報）（2）

論 説

被災者の雇用

多様な職種が不可欠

言う「助労感謝の日」は勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝しあう一日だ。一方で、東日本大震災や東電福島第一原発事故で失職・休業を余儀なくされている県民は依然多い。

取りこぼすな雇用保険の失業手当は年明けから給付開始の見通しだ。保険の適用を受けていない被災者も多く、厳しくともに生活の厳しさが増す。再就職に向けた支援を一層強力に、きめ細かく進めるべきだ。

失業手当は、加入者の勤続年数などに応じて原則九十～三百三十日給付される。政府は、期間内に職を見つけられない被災者に対して期限延長の措置を二度取った。勤務先の休業で働けない被災者も新たに加えた。

福島労働局によると、県内で延長を受けているのは九月末現在で四千八百十五人に上る。特に十月以降に職を失った被災者が相次いで申請している。本来の受給期間を終えた被災者が相次いで申請していることを踏まえている。

政府は三度目の延長を決めるに、厳しい状況に鑑みて方針を三十三日に示した。現状から最短で来年一月中旬に方針が打ち切られる。保険の適用を受けられない被災自営業者やパート労働者、農家も深刻だ。多くは蓄えや親族、知人からの借りもできない。慰謝料などを頼りに生活費を賄っている。

県内の雇用、労働を巡る数値もリーマンショック前の水準まで持ち直してきた。懸念は東日本大震災などに直接関わる産業への求人は前年同月の二倍以上だ。建設業、造船への波及に期待がかかる。

ただ、希望する職種と合わなかったり、高齢者は避けたいと思ったりする。国民の「心構え」とも言えるが、同時に働く場の確保を国に求めていくことも必要だ。厳しい状況の雇用対策を進めるべきだ。

県労働者の自主的な生活保護の自主的な生活保護は、中の使用者は元の職場へ復帰の期待もあって、正社員など長期の仕事を敬遠する傾向がある。東北地方の雇用の見通しが見えない中、「国が」の強い要請地域での就職をためらう事例もあるという。

雇用人員を増やす機運は当然として、産業、農業の仕事を開始するなど、国や県は被災者の事情に合わせた対応を検討してほしい。

被災者は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と定める。国民の「心構え」とされるが、同時に働く場の確保を国に求めていることも必要だ。厳しい状況の雇用対策を進めるべきだ。

（鈴木 心）

動画配信ホームページ（http://www.minpo.jp/）で紹介